

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和32年音更町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第25条第2項（同条第3項及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年音更町条例第9号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第25条第4項及び第5項（職員の育児休業等に関する条例第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第27条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当（音更町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和52年音更町条例第20号）第12条又は第15条の規定により支給された期末手当を含む。）の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例及び音更町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける者（同条例第16条に規定する会計年度任用職員を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

（2）再任用職員 72.5分の10

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。